

# 興中会の設立をめぐる一考察

永 井 算 巳\*

(信州大学 文理学部)

## 一. は し が き

現代的関心にたちつゝ発展の相に於て把握する限り、孫文が清末革命史上の中核的存在である事実は、なんとしてもいみじくないが、それ故に、孫文の革命実践途上に於ける歴史人としての内容的変貌の系譜を正しく跡付けることは、単に孫文の伝記にとって必要であるのみならず、清末革命史の実相を把むうえにも、決して、無用の閑事ではないと思う。この小論に於て、我々は、かかる視点から、まづ、孫文の「自伝」からすれば、所謂革命主義立党の始めたる興中会の設立に関する諸問題を追求してみたい。というのは、興中会設立の時期と場所とに就て、私見の及ぶ限り、いまだに定説なく、而も、この問題の解決が、同時に、孫文に於ける革命志向のありかたとも緊密な関聯をもつという重要性を包んでいるからに外ならない。

## 二. 問 題 の 所 在

中山全書所収の「中国革命史」は、孫文の革命主義の内容を綜括して「三民主義五権憲法是のみ」と結んだのち、「革命之運動」と題して、立党、宣伝、起義の三項をあげ、その立党の項に於て

「乙酉以後、余所持革命主義、能相諭者、不過親友数人而已、士大夫方醉心功名利祿、唯所稱下流社会、反有三合会之組織、寓反清復明之思想於其中、……故余先從聯絡入乎、甲午以後、赴檀島美洲、糾合華僑、創立興中会、此為以革命主義立党之始、然同志猶不過数十人耳」(中山全書第四冊)

と述懐している。こゝにいう甲午つまり光緒20年、明治27年以後のハワイ行とは、同書所収の「建国方略之一」に

「至甲午中東戦起、以為時機可乘、乃赴檀島美洲、創立興中会、欲糾合海外華僑以收臂助、不図風氣未開、人心錮塞、在檀鼓吹数月、応者寥寥云云」(「心理建設孫文学説」<sup>第一篇</sup>第八章有志党成、俗にいう「自伝」)

とあるのに照応する事実で、吳稚暉の「中山年系」や徐氏の「中山先生大事年誌」又は中山全書の「年譜」が、一八九四年、光緒20年、甲午、孫文29才として、ハワイに於ける興中会の創立を明記しているのも、基くところはこゝに在る。

ところが、この興中会創設の時期と場所とに就て、鄒魯の「中国国民党史稿<sup>第一篇</sup>第二章」李宗黄の「中国国民党史」、香港大公報<sup>(1941)</sup>(9.12)の馬小進説等にみられる如く、時期としては、一八九二年、場所としては、澳門乃至瓜東説がある。これら異説のよつて来る根拠

\* Assistant Professor of Shinshu University

は、馬小進の広州城南広雅書局内の拈風軒で決議したという所説を、一応、別として、他は、何れも「倫敦被難記」にある。曰く

「予在澳門，始知有一種政治運動，其宗旨在改造中国，故名之曰興中会，其党有見於中国之政体，不合於時勢之所需，故欲以和平手段，漸進方法，請願於朝廷，俾倡行新政，其最要者，則在改行立憲政体，以代專制及腐敗的政治，予當時深表同情，即投身為黨員，自信固為国利民福計耳」（中山全書）

但し、孫總理全書には、右の「故名之曰興中会」の部分に「故可名之為少年中国党（訳者按即興中会）」とあるが、原著である Kidnapped in London に Young China Party とあるのに徴すれば、たとえ、実体は同一としても、孫總理全書の表現が正確と云えよう。

成程、この所説を全面的に信憑すれば、孫文が香港医学校を卒業したのは一八九二年であり、卒業後直ちに澳門で開業したわけであるから、鄒魯、李宗黄の異論も故なしとはしない。だが、この「倫敦被難記」の記事は、「自伝」に於て、後年、特に、孫文自ら、「夫自民国建元以来、各国文人学士尙對於中国革命之著作，不下千数百種類，多道聽途説之詞，鮮能知革命之事實，而，於革命之原起，更無從追述，故多有本於予之倫敦被難記第一章之革命事由，該章所述，本甚簡略，而，於二十余年之前，革命之成否，尙為問題而當時雖在英京，然亦事多忌諱，故尙未敢自承興中会為予所創設者，又未敢表示興中会之本旨為傾覆滿清者，今於此特修正之以輔實也」（中山叢書(-)所収中山全書自伝）

即ち、当時の身辺事情と革命の悲観的な見透しという点への慎重な顧慮から、興中会の設立事情と本旨とに就て、故意に、これを曖昧ならしめたのだと力説し、改めて、事実の「修正」を行つたという問題の個処なのである。そして、「自伝」は、こゝに、甲午の年に於けるハワイ創立説を明瞭に提示した次第であつた。然りとすれば、この「自伝」の記述を首肯する限り、異説はその依拠を失わざるを得ない。にも不拘、前述の異説は、「自伝」に云う興中会の本旨に関しては「傾覆滿清」説を肯定して「倫敦被難記」の所論を拒否し乍ら、而も、設立の時期と場所とに就ては「自伝」を否定して、むしろ、「ロンドン被難記」に傾いているのである。

かくて、我々の当面の課題は、二つある。

(イ) 興中会創立の時期と場所

(ロ) 興中会の本旨、ひいて、孫文の革命志向のありかた如何

これである。以下、まづ、諸家の見解を紹介しよう。

一八九四年当時の孫文に就て、ウィットフォード「孫逸仙とシナ革命」は、その根本志向を立憲君主政体を目指すにあつて革命的であつたのは唯手段だけであると断定し、餘江言一「孫文伝」も、彼は興中会宣言の示す如く現専制政治の改革によつて問題を解決することが或は可能かとも考えていた。彼の実践の方略は未だ具体的な倒滿興漢に到達していなかつた。この事實は彼が李鴻章に上書した行為の中に明らかに物語られているとして、ほど同様の見解を示し、高橋勇治「孫文」は、興中会の組織に就て、何時いかにして組織されいかなる綱領をもつていたかを確信をもつて答へうる支那研究家は今の所存在しないと述べたあと、氏の見解を、興中会と支那青年党（ロンドン被難記の興中会即ちヤングチャイナパー）との区別、つまり、後者をハワイ興中会の前身と見、泡沫的な諸組織が孫

文の改革綱領の鮮明化と共に最も傑出せる会員と最も進歩的な綱領を持つ支那青年党に統合されそれが日清戦争を機会として更に興中会へと発展し海外に於ける最初の支部が一八九四年孫文自らの手によつてホノルルに設置されたのだとし、広東に於ける最初の革命的拳兵が興中会を主体として決行された点は首肯しつつも、一九一八年に孫文が何と言おうと既に李鴻章への上書という証拠がある以上、少くとも一八九四年の孫文が立憲君主主義者であつたことは殆ど疑う余地がないと「倫敦被難記」を併用されつゝかく結んでいる。(因みに華崗「中国民族解放運動史」第一卷増訂本第七章第三節の見解も「初成立時並沒有鮮明的革命政綱且帶有濃厚的改良主義色彩……却没有提出推翻滿清的主張」というにある)

如斯、諸家の見解は、要するに、当時の孫文を「立憲君主主義者」とするにあるようである。之に対して、鄒魯は、同じく「上李傅相書」と「興中会宣言」とに依り乍ら、前者のうち所謂「人その才を尽し地その利を尽し物その用を尽し貨よくその流を暢ぶ」の語句や「國計民生」、「生民の命脈」、「民生のために命を請ふ」の語に、後者の「大利を興して以て民生を厚うする」とか「必ずやわが中国四百兆の生民をして各その所を得せしむ」等に、三民主義の中の民生主義の萌芽を、そして又、後者に云う「堂々たる華國にして列強に齒いせられず済々たる衣冠異族に輕んぜらる」や「庶くばわが子子孫孫或いは他族に奴たるに免かれんか」等の語句に民族主義のきざしを、更に同じく宣言の「智愚を聯ねて一心となし遐邇を合して一徳となす」等に民権主義の徴を觀取し、三民主義の萌芽こゝに備わると断じて居り、華林一は「中国国民党史」に於て「宣言中の振興中華は滿清を顛覆して新國家を創立するの意とみられ民族主義的色彩の濃厚さは判るが民権民生両主義には未だ触れてはいない」旨縷述し、浙江財務人員養成所編「中国国民党史」も「興中会の主張は推翻滿清外攘異族でその他詳細なる政綱なし」と論じているという。(波多野乾一「中国国民党通史四」参照) 所説に濃淡の差異ありとは云え、何れも三民主義との関連に於てとらえ、三者何れも、少くとも民族主義、つまり打倒滿清を通じての新國家の創立という革命志向は肯定している。従つて、これらの見解は、さきあげた立憲君主主義者としての孫文規定とは、「万乘至尊」乃至「朝廷」が一八九四年の現実に於て、外ならぬ「清朝」をいみしていた限り、決定的に対立すると云わざるを得ない。

### 三. 上李鴻章書と興中会宣言

では、兩種の見解は一体何れを可とすべきであろうか。

六千字に及ぶ「改革時政意見書」即ち「上李鴻章書」は、九四年の秋、上海万国公報に掲載されたもので、前年来、陸皓東と俱に京津方面を旅行した後、馮自由の「中華民國開國前革命史<sup>第一</sup>」の所説によれば、上海に於て王韜に会い、その紹介で羅豊祿を通じて李鴻章に建白しようとして企てたもの(但し、鄒魯によれば仲介者は徐秋畧という)というが、その内容は、周知の通り、所謂東学党の乱を契機に日清の戦雲急を告げた折しも、「正に為す可きの時に乗じて以て愚夫の千慮を竭くし、高深を万一に仰賛せんと欲し」た孫文が、清朝当局の「徒らに惟だ堅船利砲」即ち洋式軍備の充実にのみ汲々としている現状に対して「倉本而圖末」の愚に外ならぬときびしくこれを批判し、欧州富強の根本は軍事の未にあらずして「人能尽其才，地能尽其利，物能尽其用，貨能暢其流」という四事に帰着する所以

を説き、清朝当局にして、真実「西法に彷徨して以て自強を冀る」とならば、明治維新以後の日本の興隆にも鑑み、宜しくこの点に深く想を致すべきであるとその原理的態度に就て根本的反省を強く要望し、ついで、この根本原則にたちつゝ、清末の国状を考慮して、時政改革の実施面に言及し、「人才の陶冶」は論理としては第一着手の重要事ではあるが、「国以民為本、民以食为天」「且農為我中国自古之大政」という観点から「新法」乃至「西法」つまり、近代欧州の科学的方法を採り入れた「農政之興」こそ、「今日の急務」としなければならぬ所以を詳論し、最後に、とくに、李鴻章を選んでこの建白を敢えてする事情を、それは李鴻章の進歩的態度と強固な実践力とに期待を寄せるからだとして「伏祈採擇施行、天下幸甚」と結んでいる——以上につきよう。

ところで、この建白書に於て注目すべきいくつかをあげるならば、第一に、李鴻章に就てである。光緒27年9月、78才を以てその生涯を閉づる迄、よしんばそこに幾多批判の余地があるにせよ、「四十年來大事記」(飲冰室合集)の著者も卒直に評価した如く、曾國藩なきあと、内外多難を極めた清末政界に於て、李鴻章が清朝の命脈をさゝえた支柱であつたことは否定出来ぬところであるが、彼の政治的立場は、北洋海軍を典型とする軍務とそれに緊密に結びついた鉄路と開礦を特徴的性格とした「洋務」論者たるところにあつた。従つて「馬江の敗後識者は漸く西法の悉くは拒み得ないことを知り洋務を談ずるものも深く恥とせぬようになつたもの、大臣は未だ解せず悪むものなお多し」(梁啓超 戊戌政変記)という保守的な北京の官場にあつては、云はゞ群鷄の一鶴の類なきにしも非ずであるが然し、光緒10年以降の清末政界には、瀛海感言(王之春)や瀛海論(張自牧)などに具象された海防軍備よりもむしろ「政治を修明し紀綱を整飾する」という新傾向、「西学」の長所を採るは即ち中国の大をみるに足る所以とする積極的な主張傾向が次第に擡頭し、従来の洋務論の批判克服のうへにたつ「変法論」が形成されて行つたのである。(小野川秀実「清末洋務の運動」参照)光緒14年12月、失敗したとは云へ、無名の書生たる康有為が、前例を破つて、洋務論の粗節細末を斥けて「中国請全變法之疏章」(康南海 伝上)を奉り、ついで、甲午の年「時務芻言」をものしたのも、つまりは、王韜らに代表される如き上海香港方面に支配的であつた如上の寮囲気の所産に外ならなかつたと云い得よう。それ故、かような変法論の立場からするならば、天津でこそ声名高い李鴻章も、当然のこと乍ら、こゝではその限界性が鋭く指摘されざるを得ない。やがて惹起されるべき戊戌政変の一駒も、かかる趨勢を前提として、その悲劇性がよりよく了解出来るべきであり、同時に又、そこに、孫文今次の「上李鴻章書」のもつ暗い運命も、あらかじめ、充分、予測され得るところであつた筈である。

第二にとりあぐべきは、当時における孫文の政治志向内容のありかた乃至成熟程度に就てであるが、この建白書にあつては「彷彿西法」「參行新法」の強調が前面に押し出され、未だ、後年に於ける如き三民主義イデオロギーは殆んどよみ取り得ない点である。ここで、一貫して力説されている事は、列強抑圧の前に苦悩する清朝治下の中国を慨嘆しつつ、富国強兵以てこれを自強ならしめる為に「泰西之儒、以格致、為生民根本之務」という近代ヨーロッパの科学的合理主義による国政処理の主張があるばかりで、民族主義に就てみても倒滿滅清志向はなくして、云はゞ、清朝是認に立脚する尊攘精神の披瀝

でしかない。要するに、この建白書の文面より判断する限り、我々は「西学」的教養ある若き孫文の積極的進歩的な「改革時政」への志向を明瞭にみとめうるのみとせざるを得ない。このいみで、孫文「自伝」の入念な否定修正にも不拘、九七年の「倫敦被難記」が「中国睡夢至此、維新之機、苟非發之自上、殆無可望、此興中会之所由設也、興中会之所以偏重於請願上書等方法、冀万乘之尊或一垂聽、政府之或可奮起、且近年以来、北京当道諸人與各国外交团接觸較近、其於外国憲政当必略有所知、是以吾党党员本利國福民之誠意、会合全体、聯名上書、時則日本正以雄師進逼北京、在吾党固欲利用此時機、而在朝廷亦恐以徵治新党、失全国之心、遂暫擱不報」(中山全書 第四冊)

と記しているのは、「上李鴻章書」にあらわな孫文の志向内容を裏付けるものとして、興味深い。とくに、ここで、清朝当局に対して「或」という表現を使用した点は、前記の建白書に於て、可成り露骨に自己宣伝をしたのと俱に、これを、既にふれた李鴻章の立場や建白書の主張と併考するとき、無名の書生孫文が、殆んど実現不可能と知りつゝも、万一の期待を建白書に託した当時の心境が偲ばれるのであつて、ことは必ずしも、結果論的表現とのみ云い切れぬものがある。

とは云え、請願上書の偏重とか聯名上書とかの表現に就ては、高橋氏も既に批判された如く、この建白書が唯一の現存史料であり且つ孫文自身、<sup>ヤングチヤイナパーティ</sup>少年中国党に対して全く沈黙を守っている今日、些か躊躇されはするものの、少くとも、「上李鴻章書」に於ては、唯、孫文一個の紹介宣伝あるのみで、「聯名」の事実はなく、且つ、「倫敦被難記」が、中国の現行政治は参政權は勿論、言論の自由もみとめぬ而も腐敗し切つた封建専制政治だという敘述のしかたをまじえた英文による孫文自己主張の書であつたという本来の性格をも考慮するならば、この表現は、かの「公車上書記」の事実(飲冰室合集所收「南海康先生傳」「戊戌政變記」)などと結びつけた誇張宣伝の語ではなかるうか。孫文自伝の「修正」は、決して軽視されるべきでないと思う。なお、維新の機云々の個処に就ても、該書の性格や「自伝」の修正論以外に、更に現実的な根拠が介在していたと考えられるが、いまはふれない。

周知の通り「興中会宣言」には、二種があり、一は「檀香山興中会成立宣言」で、他は「香港興中会宣言」がそれである。後者は九五年即ち乙未瓜州之役の年、香港で発表されたもので、前年ハワイでものされた前者に加筆修正を行つたものである。(波多野乾一「中国国民党通史」参照)

いま、宣言の論旨を紹介すれば、両者とも骨子は同一で、上は即ち因循苟且、下は即ち蒙昧無智、為めに堂々たる中華が「列強」「異族」に圧迫奔弄されている現状を「中国の積弱今に至つて極まれり矣」という自覚にたつて痛心し、内、清朝の墮落を極論し、外、列強の虎視鷹瞬を瓜分豆割突に目前に迫るとして憂憤し、この内外両面から迫る危機打開の為に「特に志士を集めて興中し賢豪を協せて共済しよう」(香港宣言)とするのだと興中会発起の所以を語っている。そして、前者は九カ条、後者は十カ条の綱領をあげているが、当面、必要なのは、前者の第一條、即ち

「この会の設立は専ら中華を振興し国体を維持する為に起見す。蓋しわが中華が外国の欺凌を受けたること既に一日に非ず、皆内外隔絶し上下の情通ざるなきによる。国体抑損せられて知らず、国民制をうけて告ぐるなし、苦厄日に深く害たる何ぞ極まらん、ここに特に中外華人を聯絡しこの会を創興し以て民志を申べ国宗を扶く。」

と、後者の第二、第三條、即ち

「本会の設立は専ら中外有志の華人を聯絡して富強の学を講求し以て中華を振興し国体を維持するために起見す。蓋し中国は今日政治日に非であり綱維は日に壞れ強鄰は百姓を輕侮している。その原因は皆衆心一ならず唯目前の私を図り長久の大局を顧みず中国が一旦人の為に分裂せしめられるならば子孫孫世世奴隷となり身家性命も保つことが出来ないことを思わぬからである。急はこれより急なるはなく私もこれより私なるはない。而も挙国憤憤人これを知るなく人これを挽くはない。この禍豈よく俛免出来るであろうか。若し早きに及んで維持し時に乗じて発奮せぬならば数千年声名文物の邦累世代冠裳礼義の族これより淪亡泯滅するであろう。これ誰の咎であろうか、識時の賢者に責がないであろうか、故に特に四方の志士に聯絡し切実に富国強兵の学、化民成俗の経を講求し力めて推广をなし愚蒙に曉諭し挙国の人をして皆よく通曉せしめ智愚を聯ねて一心となし遐通を合して一徳となし群策群力せば中国危しと雖も挽救に難くないであろう。所謂民は邦本本固ければ邦寧しというものである。〔(本旨は宜く明かにすべし)〕

「本会の弁じようとするものは国を利し民を益するものたるべきでそれでこそはじめて行ふべきである。報館を設けて風気を開き学校をたてゝ人材を育し大利を興して民生を厚うし積弊を除いて国脈に培う者皆まさに是れつとめて漸を逐うて挙行し以て上は国家を匡して隆治に臻らしめ下は黎庶を維いで以て苛残を絶たんことを期する。必ず中国四百兆の生民をして各その所を得せしめはじめて満志となす、もし端を藉りて舞弊し結党して私を行ひ或は互いに畛域を分ち彼此岐視するあらば皆本会の志向ではない、よろしく之を痛絶して大公を明かにし流弊を杜ぐべきである。」〔(志向は宜しく定むべきなり)〕  
 (中山全書 孫文全集) 如上のうちに露呈されている孫文志向のありかたである。

つまり、こゝで我々の窺取出来るのは、沸騰する民族の危機意識とこの危機を下からの力で克服せんとする悲壯な緊張感とに濃厚に彩られた云はゞ挙国の国防論であり、清朝当局への絶望不信こそあれ、未だ、滅満倒清という満漢相互否定に迄高められた革命的志向は自覚されていなかったとせざるを得ない。従つて、興中会の興中とは、圧迫せられた「中華の振興」ではあつたが、民族民権革命志向とは、無縁であつたわけであり、その手段方法に就ても、専ら平和的啓蒙教化による中華振興策として規定されているのであつた。

してみれば、興中会宣言の語る限り、孫文志向のありかたには、唯、清朝当局への態度に於て、現状批判が著るしく峻厳となり、かつての建白書にみられた如き希望的態度の片鱗だになく、従つて、その実践方策にあつても、志士賢豪の「同志」的團結による「国体維持」論として新しい展開をみせ、曾ての在廷漢人大官を動かして、上から、つまり、政府や万乗の至尊からする変法自強への期待ではなくて、どこ迄も、下から、つまり、民間在野有志の自力による救国の悲願と変化している点が、極めて印象的ではあるものゝ、未だ、清朝政治そのものの決定的否定と迄は昂揚していなかつたという意味に於て、基本的には大差なしとすべきであろう。(因みに、ハワイ、香港両宣言の綱領の差異は孫文のハワイ行) (の根本目的が奈辺にあつたかをさぐるうえに注目し)

かくして、我々の見解も、右の「上季鴻章書」と「興中会宣言」という二つの文献内

容からする限り、九四年、九五年の孫文には、後年に於ける三民主義革命家としての真面目は未だ認め難いと、一応、結論づけられるようである。とすれば、孫文「自伝」の「革命主義立党の始」という興中会の規定は、「倫敦被難記」の「修正」と俱に、かえつて、後年に於ける孫文の作為だということになるのであろうか。

#### 四. われわれの見解

「自伝」にいう「第一次革命之失敗」たる瓜州の役が、一八九五年即ち光緒21年、乙未、9月に於ける孫文最初の暴力革命事件であることは、周知の通りであるが、両広総督譚鍾麟の奏摺(馮自由「中華民國開国前革命史第三章」所収)からも伺える如く、彼等の挙兵計画は2月に具体化し、陸皓東の提唱で青天白日旗を採用し、何啓が対外宣言をかき、密告者朱熈生の弟朱湛が討満の檄文を草し、水師統帶程奎光も同志に加え、9月8日、会党三千人を広東に送る手筈を整へたのであるが、韋宝珊に探知されて事前に発覚し、9月21日陸皓東以下三名斬首され、危地を脱した孫文ら首謀者に対しては「土匪が結党してひそかに兵器を運搬し省域に於て事を挙げんと企図した事件が匪犯陸皓東等数名の逮捕で暴露された。唯、首犯孫文等は逃亡中である。こゝに彼等に懸賞金をかけることを明示する云々

孫文即ち逸仙、香山縣東鄉翠微人、額角寛からず、年約二十九歳、花紅銀一千元。

揚衢雲 香山縣人、本籍福建、右手の三指を欠く、年約三十九歳、花紅銀一百元。

陳少白……………以下略」(「中国国民党史稿下」並びに「中華民國開国前革命史第三章」所収「北京日報」参照)という布告がなされ、この事件以後、孫文は「国賊孫文」「孫汶」として完全に逆犯たる刻印を押されることとなつたわけである。(孫總理全書第一冊年表)而も、この場合、恐らくは、ハワイからの帰国直後たる2月以降、本格化した孫文挙兵の計画は、輔仁文社を併合して組織を拡大強化した香港に本部をおく興中会が、その運動の母体であり、所謂香港興中会宣言は、まぎれもなく、この時、発表された孫文の意志表示に外ならなかつた。

然りとすれば、問題は茲に新たな様相を孕んでくる。「宣言」に示された孫文の志向と彼の実践面との矛盾をどの様に解すべきかがそれである。これに就て、我々の挙示したいのは「自伝」に所謂「中国有史以來為共和革命而犠牲者之第一人」たる陸皓東の「口供書」である。

曰く、「上海より広東に帰り孫君に遇う、大いに語つて夜にいたる。余は外患日に迫る之に対処する目標を明かにせんことを欲したが孫は満仇の必報を主にして其本を治せんことを思つた。連日辯駁して宗旨遂に定まる。これ孫君と余の排満を倡行した始めである。蓋し務めて黄魂を警醒し漢族を光復せんことを求めたからである。……要するに今日満清を排滅するにあらざれば決して漢族を光復するに足らず、漢奸を誅除するにあらざれば又以て満清を排滅するに足らず、故に我等は特に一二の狗官を誅してわが漢人に一大痛棒を加えんと欲したのだ。今、事成らずと雖もこの心甚だ慰む、たゞ余を殺すことは出来ても余を維いで起るもの悉くを殺すことは出来ぬ……余のとくところ自ら驗するのみ、余の言は尽きた。速かに刑を行ふべし」(鄒魯「中国国民党史稿下」馮自由「中華民國開国前革命史第三章」所収)

右の「口供書」に信憑すれば

- (イ) 九五年の広州の役が「光復漢族」のための「廢滅満清」を目的とする漢奸誅除を意図した民族主義革命の前衛的行動であること。
  - (ロ) 「排満革命」はもと孫文の主張に出で陸皓東は外患切迫を憂慮してむしろ主眼を攘外においていたこと。
  - (ハ) 「排満倡行」の始めは陸皓東の上海帰来当時までに遡りうること。
- の三点を確認出来る。

ところで、孫文と陸皓東との関係は「自伝」の語るところによれば、所謂革命言論の時代即ち香港医学学校時代に始まるのであつて、爾来、「上李鴻章書」の際にも、九三年から九四年にかけての北京天津行や長江流域一帯の情勢探訪にも孫文と同行し、又、九五年の起事の場合にも、鄭士良と俱に「農学会」にあつて活躍した盟友同志であつたのであるが、シャーマンの記述によれば、孫文がハワイの兄のもとから故郷の翠享村に帰つて未だ博済医学学校へ入学せぬ以前、陸皓東が父の遺骨を抱いて上海から帰り、孫文と出会つたのが、そもそもの端緒であるという(高橋勇治「孫文」第二章第三節参照)

かくて、彼此総合して考えれば、孫文と陸皓東とが所謂少年中国党乃至革命言論時代以来の同志の間柄であり、而も、外ならぬ孫文が、この当時から「満仇の必報を主とし」た立場にたつ排満興漢の民族革命論者であつたことだけは首肯し得よう。而も、楊幼炯「中国政党史」や馮自由によれば、九五年の早春に於ける香港の興中会拡大会議の席上、全会員に対して「驅除韃虜，恢復中國，創立合衆政府，有貳心，神明鑒察」という秘密宣誓が為されたとあるから、これを「馮紫珊會致函其姪自由」(馮自由既出書第四章所收)にいう、ハワイ興中会設立の帰途、横浜に於て「興中討満章程」を与えて義興会をつくつた事実と併考して、「香港興中会宣言」当時の孫文に民族民権主義革命志向が底流していた点は、可成り眞実性をもつとしなければならない。このいみで、「自伝」が陸皓東の死を悼んで「共和革命」の最初の犠牲者としたのは孫文志向のありかたをさぐるうえに、決して観過さるべき誇張修飾の言ではなく、充分、注目に値する一句である。

如上の考究にして大過なしとすれば、前節に言及した「興中会宣言」が「上李鴻章書」に対比して、対清当局態度と中華振興の実践方策とに変化を来たした点は、かゝる孫文自身の政治志向のありかたを微妙に投射したものとして慎重な考慮を必要とするわけであるが、ひとは、この場合、「自伝」が「由立志之日起，至同盟会成立之時，幾為予一人之革命也」と論断したいみを、とりわけ、吟味すべきではあるまいか、そして、そのうえで、「倫敦被難記」の「但中日戰事既息，和議告成，而朝廷即悍然下詔，不特對於上書請願者，加以叱責，且云此等陳請妄法衆陳，以後不得擅上云云，吾党於是慄然長嘆，知和平方法無可復施，然望治之心愈堅，要求之念愈切，積漸而知和平之手段，不得不稍易以強迫，且同志之人，所在皆是，其上等社会，多不滿意於海陸軍人之腐敗貪黷，平時驕奢淫佚，外患既迫，則一敗塗地，因此人民怨望之心，愈推愈遠，愈積愈深，外有慷慨自矢，徐因所以傾覆而變更之者，興中会総部設上海」(中山全書第四冊)

の行間にひそむ孫文心境の微妙な変化、即ち、殆んど望みなしとは承知しつつも、日清戦争という客観状勢の急迫を顧慮して敢えて建白した上書が失敗に終り勅令で言路の遮



断をみるに至つたとき、在廷の漢人大官、所詮は恃むに足らずとして全く之に望みを絶つた孫文（民報一周年記念特輯号では李鴻章はじ）が、その儘、清朝の存在理由に対して「批判」から「対決」へと自己展開し、それが又、直ちに、興中会そのものの本来的性格を明確にうち出さしめる契機となり、茲に「革命主義立党の始」としての興中会を正式に生誕せしめるに至つたものではなからうか。

では、次に「上李鴻章書」当時の孫文ひいて、ヤング・チャイナ・パーティの性格はどの様に規定さるべきであらうか。

建白書からよみ取りうる所謂立憲君主主義者孫文と上来闡明しきたつた排滿民族革命主義者孫文とに介在する矛盾は、一体、いかに解決されなければならぬであらうか。

一八九七年の「倫敦被難記」が言及しているヤング・チャイナ・パーティの設立が、「四大寇」で知られる陳少白、尤少欽、楊鶴齡の三人と「上海帰客」たる陸皓東とを盟友とした所謂革命言論時代に引続き、九二年、香港医学校卒業の年にあることは、「自伝」に於て「創立興中会」は「甲午」とし乍らも、澳門と羊城（広東）に医者を開業しつゝ「実は則ち革命運動の開始をした」と述懐されて居り、且つ「倫敦被難記」も、当初、澳門に次いで広東に移つて開業するに至つた事情を、唐突なポルトガル出先官憲の干渉によると述べた後、「因此予之医業進行、猝遭頓挫、雖極力運動、終歸無効、但予赴澳時、初不料其如是、資本損失不少、」と云い、一転して興中会入会の事実を説き起しているのに徴して、ほゞ、首肯されてよいと思う。殊に、突然の開業禁止処分をうけた孫文が極力運動したが力及ばず、遂に、一頓挫を來たした為、資本の損害尠なからざるものがあつたと痛恨している点は、些か異状なものがあるが、之を「自伝」の医業と革命運動との表裏事情に併考するとき、異常は必ずしも然らざる所以を了解出来るのではあるまいか。（更に又、財源的窮迫という観点からしても本格的規模に於ける革命実践は事実上不可能であつたわけであり、ここにも亦、孫文のハワイ行の客観的必要性がひそんでいた。ひとは孫文革命史上に於ける華僑の）  
いぎを併考すべきである）

會て、馬小進は、廣州城南広雅局内の拓風軒を興中会成立の場所として発表したが、いま馮自由によれば、広雅局とは尤少欽の勤務先の書局であり、当時の孫文は、前記盟友の外、魏友琴、程耀宸、程奎光、程壁光らと、拓風軒を秘密会合所と定めて隨時会合し、「驅除韃虜、恢復華夏」を宗旨とする革命秘密結社創設の計画をすすめ、同時に、鄭士良、尤少欽が「会党」との連絡を行い、孫文は陸皓東と清廷の実情や長江一帯の形勢視察のため、北京天津旅行や武漢潜入に従事したのだという。（中華民國開國）  
（前革命史第一章）

この所説は「自伝」及び陸皓東の「口供書」と対比する時、真実性多き所論というべく、有力な反証なき今日、ひとまず、承認されて然るべきではあるまいか。そして、かく解してこそ、我々は、貴重ではあるが唯一の財源を之に頼つていた澳門開業の唐突なる禁止令が、いかに孫文にとつて痛恨の打撃であつたかという事実を、実感出来ると思う。ひとは当時の孫文が数名の白面書生たる盟友と会党とのみに基盤を有し、何らの有力な財源網を確保していなかつた事実を銘記しておくべきであらう。かくして、ここに、孫文一派の革命実践準備計画は重大な脅威にさらされ、且つ、時恰も、東学党の乱にからんで日清の戦雲慌しく、20年7月には正式に宣戦布告が發せられるに至つた（光緒）と  
ころから、万一を期待する「上李鴻章書」が、生み出されたに違いないのであつて「中国

の睡夢此に至る、維新の機、苟くも之を上より発するに非ざれば殆んど望むべきなし、これ興中会のよりて設くる所なり、<sup>(倫敦被難記)</sup>という叙述には、かくの如き、当時の孫文の公私に亘る逼迫事情が具体的にいなむべからざる現実的裏付けをなしていたのである。

## 五. む す び

以上の考察を要約して、我々の結論はこうである。

「上李鴻章書」つまり、九二年一九四年当時の孫文は、早くも排滿にたつ民族革命主義者として根本的に自己を措定していた。そして、事実、「革命言論時代」の盟友を主体に、澳門に於ける開業医としての収入に貴重な財源を仰ぎ乍ら、広東の広雅書局の拈風軒をアヂトとして、既に革命実践の計画準備に着手しつつあつた。これが「倫敦被難記」に所謂ヤング・チャイナ・パーティであり、九四年のハワイ興中会とは一応、區別さるべきではあるが、然し、「殆んど予一人の革命時代」と性格づける「自伝」の叙述を重視する我々は、所謂少年中国党の目的性格乃至志向内容を実質的にはハワイ興中会と何等の差異なしと見做し、云はゞ、その母体であり胎動期であると解釈したい。ところが、突如たるポルトガル側の干渉で、折角の計画進行が一頓挫を來たすや、折からの戦雲に憂国の情もだし難く、ここに、意を決して、清朝内部にあつて、とくに、洋務派の巨頭と目された漢人出身の大官李鴻章をえらんで、自己の経綸をうつたえて、万一の希望実現を期したのであつた。従て、建白書の内容自体はそうした経緯を充分に顧慮して批判的に検討さるべきであり、建白書の内容から直ちに、或は、建白という事実のみを重視して、九四年(乃至はハワイ興中会創立以前の孫文)の孫文を立憲君主主義者と断論するのは些か飛躍の嫌いがある。まして、かの建白書に一句も立憲君主制に言及なきに於てをやである。(この点、後に香が孫文と李鴻章とをむすびつけて南方政權をう)ここで、ひとは、「自伝」が「本旨」の点で「倫敦被難記」に修正を加えた事実を尊重すべきではあるまいか。若し、そうでないとするならば、興中会宣言からも同様な結論がみちびかれざるを得なくなる筈であり、且つ、上書失敗の後、忽ちにして民族革命主義者孫文が誕生してハワイ行なる実践が即時に展開され、而も、僅か数カ月のうちに、ハワイ興中会創立の直後、今度は、合衆政府の樹立誓約を同志全員に要求する共和主義者孫文が出現するという驚くべき変貌ぶりを、一体、いかに合理的に解釈しようとするのであろう、(それどころかハワイ興中会は「ハワイ興中会宣言の綱領」にも伺いうる如く、既にプランとしてあつた革命計画実現の為の資金調達を華僑に仰がんとする事を主眼としたものである点は否定出来ぬところであり、且つ、自伝の記事を信ずればハワイ興中会は革命主義立憲党の始めであり、広州の役は共和革命であつたわけである、とすれば、民族共和主義者孫文)既に、我々のみてきた如く、それでは、史料の取扱いに不自然が伴い且つ余りにも機械的図式的解釈にすぎると云へないであろうか。(ウィットフオーゲルの引用した「我が思ひ出」の史料的価値については高橋氏も既に批判的である。)

かくて、「上李鴻章書」当時の孫文志向内容のありかたは、私見の及ぶ諸史料の語る限り、排滿興漢を根本的立場と信念する民族主義革命論者であり、且つ、樹立さるべき政治形態に就いては、少くとも、理念的には、既に、民主共和制に傾いていたものと推論して大過なしといえよう。果して然らば、「興中会宣言」に示されたかの主張は、どの様に説明さるべきであろうか。これに就ては、まづ孫文その人が、革命理論家乃至学究的書齋人ではなくして、直接、革命の大業に挺身した革命人であつたという点、孫文

の革命実践をめぐる清末社会環境が内外多事であり複雑多難を極めていたという事実を、いまの場合、大きくとりあげておこう。詳言すれば、「宣言」と「実践」との間にみられる矛盾は、「自伝」に「始めて革命の大業身に及んで成る可きを信じた矣」と述懐された乙巳の秋、光緒31年、明治38年、に於ける中国革命同盟会成立の当時ですら「当時尙お多く革命の二字をいむ」という清末社会環境の現実動向を考慮して、革命の二字を削除し、単に「中国同盟会」と通称した事実を、「革命風潮自此萌芽矣」とされた時期、つまり、義和拳匪事件<sup>光緒26年—九〇〇年</sup>を遡ること数年以前の「革命進行最艱難困苦之時代」たる光緒20年21年の社会的現実との比較に於て考慮しつつ、広州の役の際、表面どこ迄も医師として振舞い軍政各界の名士とも交遊しその賛助によつて「農學會」<sup>(上李鴻章書の所説を想起せよ)</sup>を設立して、而もこゝに陸皓東、鄭士良を配して、実は、数カ月後に挫えた革命起事の一拠点としていたにも不拘、朱熈生の密告をうけた総督譚鍾麟ですら「孫文は狂士だが謀叛を企てる人間ではない」と容易にその密告を信用しなかつたという事実<sup>鄒魯の既出書</sup>に伺ひうる如き、巧妙な彼の戦術的態度に併考するならば、革命人孫文の用意の程も推して知るべきであり、同時に、又、こうしたもろもろの史実は、ハワイ興中会創立の際、数カ月に及ぶ努力にも不拘、「風氣未開、人身錮塞」「応者寥」僅かに孫徳彰、鄧蔭南以下親友数十人の賛同を得たのみという事実や在日華僑が「聞革命而生長者則他処華僑無異」の有様で、この前後、数カ年に亘る啓蒙宣伝の努力で幸じて百数十名の参加者を得たのみという事実、乃至は、26年、27年に至る迄、国内あげての輿論が、孫文を目して乱臣賊子大逆不道のレッテルを貼り、咒詛謾罵の声が絶えず、誰一人として孫文と交遊を敢えてするものがなかつたと「自傳」に追憶された程の絶望にも似た暗澹たる社会環境が、更に、「滿漢不分君民同治」を叫ぶ保皇会との対決に一段と深刻さを加増せしめつゝ、総じて云えば、尙も、余喘を保つ征服王朝としての清朝支配力の斜陽のきびしさを示唆していたのだとも云へるであろう。

してみれば、その生涯を革命完遂のひとすじにかけた孫文が、革命実践の当初に於て、清末社会環境の動向に慎重なる顧慮を払い乍らも、果敢な挺身を決行する、蓋し、故なしとしないであろう。

斯様にして、興中会宣言にもられた志向内容と実践態度のうちに擷取される孫文のありかたとに介在する矛盾は、民族共和主義革命家孫文そのひとの理想主義的な実践的人格の裡に、生ける統一を維持しているとして、こゝに解決をみるのではあるまいか。

光緒18年<sup>一八九二年</sup>、澳門に於て開業医となつた孫文は、直ちに「革命言論時代」以来の同志数名と共に、広雅書局をアゲトとして、極秘裡に滅滿興漢を志向する民族主義革命への準備に着手したのであるが、ポルトガル側の意外の干渉で、計画に一頓挫をみるや折からの戦雲に、意を決して、李鴻章に時政の改革意見を建白したものの、予想された通り、失敗に帰し、剩え、下意上達の路を遮断されるに及んで、これを具体的契機として、清朝の存在そのものとの絶対的対決を現実化すべく、ここに、あらわに、民主共和政府の樹立を、自覚的に指定するに至つたのであつて、「自伝」にいう、光緒20年に於けるハワイ興中会の正式結成とつづく21年の香港興中会は、這般の消息をもの語る、端的な集中的表現に外ならない。換言すれば、我々の立場は、「上李鴻章書」当時の孫文を

立憲君主主義者と規定づける解釈に対して反対するが、さりとて、鄒魯の如く三民主義の萌芽ありと即断する説に対しても亦俄かに賛成出来ないのであつて、(「自傳」<sup>併照</sup>)むしろ、民族主義革命論者孫文を率直に肯定し、且つヤング・チャイナ・パーティの性格と存在とに就ては、「倫敦被難記」の記述のうち、「自伝」の修正点の妥当性をみとめて、孫文を主体とする革命秘密結社であつたとはするものの、財源的側面からする制約をも考慮に入れて、ヤング・チャイナ・パーティをもつて、ハワイ興中会の母体乃至胎動期とみるのである。従つて、革命主義立党の始としての興中会の澳門創立説に対しては、このいみに於て、批判的態度をとる次第である。(なお孫文の同志であつた平山周「中国秘密社会みに於て再評価され」(一九五三、一、二五)「史」宮崎寅藏「三十三年の夢」の所論も拙稿のいべきだと思ふ。)

## A Study about the establishment of Sun Yat Sens

### *Kochukai* (興中会)

By

Kazumi NAGAI \*

Up to this time, generally the view of constitutional monarchy about the political idea of Sun Yat Sen in 1892—94 has been acceptive as true, while opinions were divided in two about the time and place of establishment of his *Kochukai*; Some say it was in 1892 at Amoi, others in 1894 at Hawaii. But, in my opinion, it is quite plain that Sun Yat Sen's revolutionary thought in 1892—94 was in very point that of the national revolutionist. For this reason, the two remarkable historical materials, namely, "Sun Yat Sens' auto-biography," and "Rikukoto's (陸皓東) deposition," are to be submitted to our re-examination about its historical reality. Above all, in this case, I believe that *Rikukoto's* deposition is a very noteworthy document, when the respective truesability of "Sun Yat Sen's auto-biography," and "Kidnapped in London," are in question.

*Rikukoto's* deposition say's :

- ① Sun Yat Sen and *Rikukoto* were the persons in pursuit of the Common object since the so-called in speech revolutionary movement age.
- ② at that time, already, Sun Yat Sen was to take his point of *Haiman* (排滿) national revolution. Accordingly, we cannot accept the record of "kidnapped in London," as true and must recognize the faithfulness of the record of Sun Yat Sen's autobiography.

Secondly, the question about the time and place of *kochukai* is to be settled with the material of this kind too. And then, it was a construction of the establishment of *Hawaii Kochukai* in 1894 and the Young China Party in 1892, however, we will admit this party was the very organization which prepared the birth of *Kochukai*. (1953. 1. 25)

\* Assistant Professor of Shinshu University.